

平成 25 年 4 月初版
令和 3 年 1 月改正
令和 7 年 4 月改正

保 存 版

業務報告書作成の手引き

・・・建築士法第 23 条の 6 設計等の業務に関する報告書・・・

- ※ 当該事業年度において設計等の業務を行っていない事務所でも業務報告書を提出する義務があります。

編集・発行 一般社団法人 大阪府建築士事務所協会

1 業務報告制度の趣旨

建築士事務所の開設者には毎年、事業年度の終了後3ヵ月以内に設計等の業務に関する報告書（業務報告書=国土交通省令で定められた様式の第一面から第五面までの書類）を知事に提出することが義務づけられました。

業務報告制度は、「建築主にとって建築士事務所を選択するため十分な情報開示がなされていない」との反省から、消費者ニーズに応えていくために創設されたものです。言い換えれば、業務報告は、当該建築士事務所が、どのような業務に実績があるかを建築主や消費者（クライアント）に情報開示することを目的にしています。

したがって、業務実績を記載することが、「建築士事務所の PR になる」と言う認識で「私の事務所は、このような業務に実績があります」という視点で記載することが望されます。

（例えば、「新築の設計はこの規模程度に実績有り」、「増築・改築の設計ではこの規模程度に実績有り」、「耐震補強設計ではこの規模程度に実績有り」など。）

2 法律での記載

平成 19 年 6 月 20 日改正施行

1) 業務報告書の提出の義務化

建築士法第 23 条の 6 （設計等の業務に関する報告書）

建築事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
- 二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名
- 三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績（当該建築士事務所におけるものに限る。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
 - ・所属建築士の種別、登録番号及び管理建築士はその旨
 - ・管理建築士による意見の概要（士法第 24 条第 2 項）

2) 閲覧の義務化

建築士法第 23 条の 9 （登録簿の閲覧）

都道府県知事は、次に掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 登録簿 （大阪府指定事務所登録機関に事務移管）
- 二 第 23 条の 6 の規定により提出された設計等の業務に関する報告書
(社団法人 大阪府建築士事務所協会は大阪府より受託しています。)
- 三 その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの
 - ・所属建築士の種別、登録番号及び管理建築士はその旨

※令和7年4月1日より、インターネットによる閲覧により可視化されました。

3 報告義務違反に対する罰則等

1) 刑事罰

建築基準法違反に対する罰則強化と共に、改正建築士法で新たに定められた義務に対して法第 41 条により、新たな罰則が定められました。

建築士法第 41 条（建築士法上の罰則等）

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一～六 (省略)
- 七 第 23 条の 6 の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず
又は虚偽の記載をして報告書を提出した者

1) 行政処分

刑事罰とは別に、建築士法で定める建築士の懲戒、建築士事務所に対する監督処分の対象となる、

4 業務報告書の提出期限

業務報告書制度は、改正建築士法が施行された平成 19 年 6 月 20 日以降に、新たに始まる事業年度（税務会計の年度です。）分の業務について、その事業年度終了後 3 カ月以内に知事に提出することとなります。

1) 建築士事務所開設者が個人事業主の場合（確定申告を基準としてください。）

事業年度は 1 月 1 日～12 月 31 日までです。

提出期間は(3 カ月以内) → 翌年 1 月 1 日～3 月 31 日まで

2) 建築士事務所開設者が法人の場合（税務会計の年度が基準です。）

決算月	事業年度	提出期限
3月決算	4月～3月分	6月末までに提出
4月決算	5月～4月分	7月末までに提出
5月決算	6月～5月分	8月末までに提出
6月決算	7月～6月分	9月末までに提出
7月決算	8月～7月分	10月末までに提出
8月決算	9月～8月分	11月末までに提出
9月決算	10月～9月分	12月末までに提出
10月決算	11月～10月分	1月末までに提出
11月決算	12月～11月分	2月末までに提出
12月決算	1月～12月分	3月末までに提出
1月決算	2月～1月分	4月末までに提出
2月決算	3月～2月分	5月末までに提出

※年度途中での新規登録事務所の初年度の提出は、始期を登録年月日から決算までの期間の業務実績を記載して提出してください。

例（3 月決算の場合）：（第一面）27 年度分 始期：平成 28 年 1 月 15 日～
終期：平成 28 年 3 月 31 日

5 業務報告書の提出方法

① 提出先は（一社）大阪府建築士事務所協会です。

大阪府では、知事宛の業務報告書の収受、コンピューターシステムへの入力の事務を、一般社団法人 大阪府建築士事務所協会が事務委託託しています。したがって業務報告書の実際の提出先は、（一社）大阪府建築士事務所協会【登録グループ】です。

・・・（一社）大阪府建築士事務所協会【登録グループ】のご案内・・・

< 受付時間 >

設計等の業務に関する報告書の受付・閲覧

午前 9:30 ~ 12:00 午後 1:00 ~ 4:30

< 定休日 >

土曜・日曜・祝日・夏季休暇・年末年始・その他

< 提出及び郵送先 >

〒540-0011

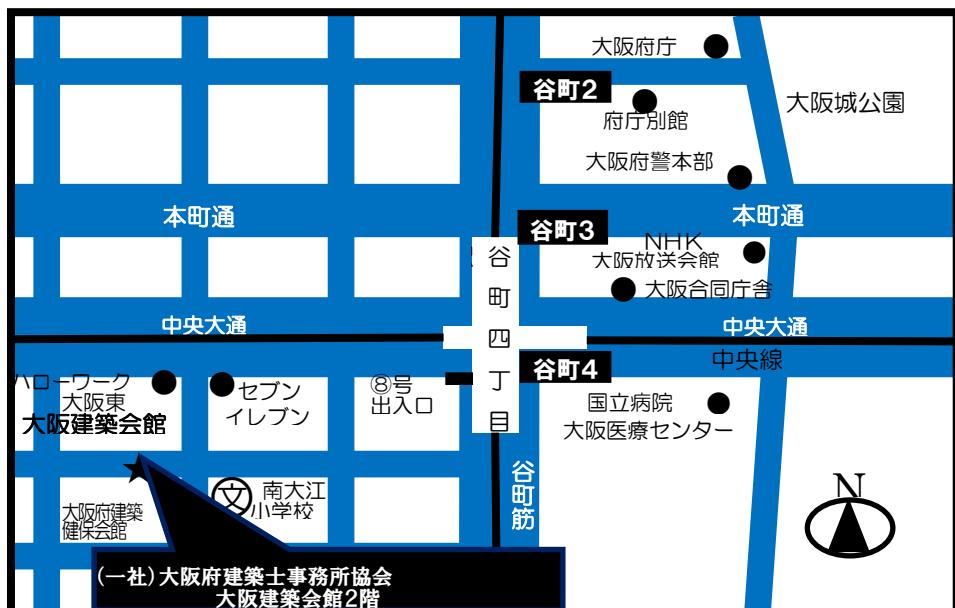
大阪市中央区農人橋 2-1-10 大阪建築会館 2階

（一社）大阪府建築士事務所協会【登録グループ】まで

Tel 06-6947-1172 Fax 06-6947-1173

< ホームページ > アドレス <https://www.oaaf.or.jp/>

業務報告書の様式について掲載しておりますのでダウンロードしてご利用下さい。
※ダウンロード不可能な方については（一社）大阪府建築士事務所協会にて無料にて配布しています。



（一社）大阪府建築士事務所協会へは、地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車⑧番出入口上がり、西へ

② 提出方法について

- ア 持参の方は： (一社) 大阪府建築士事務所協会【登録グループ】へ業務報告書 正本・副本2部提出してください。その場で確認のうえ、訂正等が無い場合は受付印を押印し副本を返却いたします。
- イ 郵送の方は： ○業務報告書 正本1部を特定記録郵便等、記録の残る方法で (一社) 大阪府建築士事務所協会【登録グループ】まで郵送してください。また、副本は確認用として保管してください。
○郵送封筒に 業務報告書在中 と記載してください。
○副本に收受印を希望される方は、業務報告書 正本・副本返信用封筒（宛先記入のうえ返信分の切手を貼ったもの）同封し、レターパック等、記録の残る方法で郵送してください。
受付確認後、副本に收受印を押印のうえ、返送いたします。
(料金不足分の費用については着払いとさせていただきます
ご了承ください。)
- ウ オンラインの方は： (一社) 大阪府建築士事務所協会ホームページトップ左のバナー「建築士事務所登録」より「オンライン申請はこちらから」より初めにアカウント登録をお願いします。

6 業務報告書の書式について

業務報告書の様式は、国土交通省令で定められています。

1) 様式の入手方法

- ① 大阪建築登録センターのホームページからのダウンロードできます。
アドレス：<https://www.oaaf.or.jp/>
書式は、PDF・Word・Excel の形式を用意していますのでどちらかを使用してください。

② ダウンロードが不可能な方へ

- (一社) 大阪府建築士事務所協会にて無料にて配布いたします。
〒540-0011 大阪市中央区農人橋 2-1-10 大阪建築会館 2階
地下鉄谷町四丁目駅下車 ⑧番出入口上がって西へ(29頁参照)
Tel 06-6947-1172

- 2) 様式(第一面から第五面)は次のとおりです。

第6号の2書式（建築士法施行規則第20条の3関係）(A4)

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

(第一面)

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

大阪府知事様

年 月 日

() 建築士事務所 大阪府知事登録 () 第 号
事務所名称
所在 地
電話番号
建築士事務所の開設者の氏名又は名称
開設者の名称
氏 名

〔記入注意〕建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

事業年度： 年度分

始 期： 年 月 日

終 期： 年 月 日

担当者連絡先

部 課

氏名

電話

FAX

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

〔記入注意〕

1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

2 [例]

大阪府 共同住宅

鉄筋コンクリート造
五階建延 700 m²

設計及び工
事監理

H23. 2. 1
～H24. 10. 31

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構 造 及 び 規 �模	業 務 内 容	期 間

(第三面)

所属建築士名簿

(ふりがな) 氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士若しくは設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士						

(第四面)

所属建築士の業務の実績

[記入注意]

1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のから順次記入して下さい。

2 [例]

大阪 太郎 大阪府 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及び H27. 2. 1
五階建延 700 m² 工事監理 ～H28. 10. 31

所属建築士の 氏 名	建築物所在 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間

(第五面)

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日

7 業務報告書の記入例

第6号の2書式（建築士法施行規則第20条の3関係）(A4)

記入例

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

(第一面)

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

提出日は和暦で記入してください。

大阪府知事様 令和 6年 6月 20日

(一級) 建築士事務所 大阪府知事登録 (イ) 第 1234号

事務所名称 株式会社 大阪建築登録設計 一級建築士事務所
所在地 大阪市中央区谷町3-1-17
電話 06-6947-1172 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称
開設者の名称 株式会社 大阪建築登録設計
氏名 代表取締役 大登 太郎

個人事務所の方は、氏名のみ記入して下さい。

〔記入注意〕建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

事業年度 令和5年度分
始期：令和5年 4月 1日～
終期：令和6年 3月 31日

担当者連絡先
設計部 第一設計課
氏名 大閣秀郎
電話 06-6947-1172
FAX 06-6947-1173

※ 事業年度内の実績がない場合についても実績の無い旨を記入し、
法人・個人問わずこの報告書の（第一面）～（第五面）すべてを提出してください。
※ 一人事務所の場合は（第五面）を省略することができます。

内容について理解されている方を記入してください。

個人事務所の方は確定申告を基準とした1月1日～12月31日迄です。

(第二面)

建築士事務所の業務の実績

[記入注意]

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
2 [例]

大阪府 共同住宅 鉄筋コンクリート造 五階建延 700 m² 設計及び工事監理 H23. 2. 1 ~H24. 10. 31

建築物所在地 都道府県	建物用途	構造及び規模	業務内容	期間
大阪府	住宅	鉄骨造3階建 延約350m ²	代願、設計及び工事監理	R5.12.10 ～R6.4.20 予定
大阪府	事務所	RC造6階建 延約2,100m ²	構造設計及び構造工事監理	R5.4.1 ～R6.3.10
大阪府	体育館	鉄骨造2階建 延約3,200m ²	設備設計及び設備工事監理	R5.11.1 H6.6.30 予定

※他の設計事務所の下請けを行なった物件も、業務内容を記入してください。

※業務内容は構造設計や設備設計など具体的に記入してください。

※設計、工事監理だけでなく、その他業務（代願、敷地調査、建物鑑定、積算等）も記入してください。

※事業年度がまたがるものについても、当該事業年度に業務を行なっていれば記入してください。

※業務を全く行わなかった場合は「業務実績なし」と記入してください。

また、この「設計等の業務に関する報告書」は建築士法第23条9第二号の規定により、一般の閲覧に供せられる書類です。

(第三面)
所属建築士名簿

(ふりがな) 氏 名	一級建築士、 二級建築士 又は木造建 築士の別及 び管理建築 士である場 合にあって は、その旨	登録番号	登録を 受けた 都道府 県名 (二級 建築士 又は木 造建 築士の場 合)	建築士法 第22条 の2第1 号から第 3号に定 める講習 のうち直 近のもの を受けた 年月日	構造設計 一級建築 士若しく は設備設 計一級建 築士であ る場合に あっては、 その旨	構造設計一 級建築士証 又は設備設 計一級建築 士証の交付 番号	建築士法 第22条 の24号 及第5号 に定める 講習のう ちそれぞ れ直近の ものを受 けた年月 日
(たいこう ひでお) 太閤 秀郎	(管理建築士) 一級建築士	11111		R4, 6, 10	直近の建築士定期 講習修了年月日		
(うめだ いちろう) 梅田 一郎	一級建築士	9101		R4, 6, 10	構造一級建築士	123	R5, 8, 20
(きょうばし ももこ) 京橋 桃子	一級建築士	23456		R4, 3, 10			
(みさき なぎさ) 岬 なぎさ	二級建築士	7777	大阪府	R3, 11, 10		直近の構造一級 建築士の定期 年月日 (資格取 得年月日 は含まない)	・設備一級建築士 講習修了年月日
(たにまち じろう) 谷町 次郎	一級建築士	13579		R3, 3, 10	設備一級建築士	456	R5, 2, 10

※当該建築士事務所に所属している建築士（管理建築士含む）をすべて記入してください。

※平成27年6月25日の建築士法の改正により、「建築士事務所に所属する建築士の変更」が義務付けられました。所属建築士に変更が発生しましたら3ヶ月以内に変更届出書を（一社）大阪府建築士事務所協会【登録グループ】へ提出して下さい。

※この所属建築士名簿は変更届とはなりませんので建築士の登録は行いません。ご注意ください。

計	一級建築士	4名
	二級建築士	1名
	木造建築士	名
	構造設計一級建築士	1名
	設備設計一級建築士	1名

決算時点での所属
建築士数を記入し
てください。

(第四面)

所属建築士の業務の実績

[記入注意]

1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入して下さい。

2 [例]

大阪太朗 大阪府 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及び H20. 2. 1
五階建延 700 m² 工事監理 ~H21. 10. 31

所属建築士の氏名	建築物所在都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
大閣 秀郎	大阪府	住宅	鉄骨造 3階建 延約 350 m ²	代顧、設計及び工事監理	R5. 12. 10 ~R6. 8. 20 予定
"	大阪府	体育館	鉄骨造 2階建 延約 3, 200 m ²	設備設計及び設備工事監理	R5. 11. 1 H6. 6. 30 予定
大阪 郎	大阪府	事務所	RC 造 6階建 延約 2, 100 m ²	構造設計及び構造工事監理	R5. 4. 1 ~R6. 3. 10
京橋 桃子	大阪府	住宅	鉄骨造 3階建 延約 350 m ²	代顧、設計及び工事監理	R5. 12. 10 ~R6. 8. 20 予定
"	大阪府	事務所	RC 造 6階建 延約 2, 100 m ²	構造設計及び構造工事監理	R5. 4. 1 ~R6. 3. 10
岬 なぎさ	大阪府	体育館	鉄骨造 2階建 延約 3, 200 m ²	設備設計及び設備工事監理	R5. 11. 1 H6. 6. 30 予定
梅田 一郎	大阪府	住宅	鉄骨造 3階建 延約 350 m ²	代顧、設計及び工事監理	R5. 12. 10 ~R6. 8. 20 予定
"	大阪府	体育館	鉄骨造 2階建 延約 3, 200 m ²	設備設計及び設備工事監理	R5. 11. 1 H6. 6. 30 予定

(第二面)「建築士事務所の業務の実績」に記載した業務について、どの所属建築士が行ったかがわかるように、担当した物件、業務内容をすべて記入してください。

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意の概	当該意見が述べられた日
太閤 秀郎	構造設計については外注ではなく梅田さんにさせること。	H30年4月1日

☆（第一面）設計等の業務に関する報告書（表書き）

- ① 日付欄には、提出年月日又は郵送年月日を記載してください。
- ② () 建築士事務所には登録級別を記載してください。
例：（一級）建築士事務所・（二級）建築士事務所・（木造）建築士事務所
- ③ 登録番号欄には報告時点で有効な登録番号を記載してください。
例：大阪府知事登録（ハ）第12345号
- ④ 「事務所名称」欄には登録済みの事務所名称を記載してください。
例1（法人事務所）：株式会社〇〇建築設計事務所一級建築士事務所
例2（個人事務所）：一級建築士事務所〇〇設計
- ⑤ 「所在地」「電話」欄には建築士事務所の住所、電話番号を記載してください。
- ⑥ 建築士事務所の開設者の氏名又は名称については
 - 法人設立の事務所にあっては、「開設者の名称」欄に法人名称を記載し、「氏名」欄にはその法人の代表者の役職名と氏名を記載してください。
 - 個人設立の事務所にあっては、「開設者の名称」欄は記載しないで、「氏名」欄に開設者の氏名を記載してください。
- ⑦ 押印欄については、令和3年1月1日付けをもって廃止しました。
- ⑧ 「事業年度」について
 - ア 報告に係る事業年度（税務会計年度）をいい、事業年度開始月の属する年号年をもって表示します。
個人事務所については確定申告を基準とします。
例1（法人）：事業年度が平成21年4月1日～平成22年3月31日の場合
「事業年度は平成21年度分」と表記します。
 - 例2（個人）：事業年度が平成21年1月1日～平成22年12月31日です。
よって「事業年度は平成21年度分」と表記します。
- イ 始期とは、事業年度の始期、終期とは、事業年度の終期をいいます。
上記の例1では平成21年4月1日を始期、平成22年3月31日が終期として記入することになります。
- ⑨ 担当者連絡先については業務報告書を作成した担当者の部署名と担当者氏名・電話番号・FAX番号を記載してください。

☆（第二面）建築士事務所の業務の実績

① 記載順序

記載順序は、「記入注意」にあるとおり、直近のものから順次、当該年度分を記載するものとし、記入例にならって記載してください。

② 記載すべき業務範囲

- ア 記載すべき業務範囲は、建築士事務所として依頼を受けた（受託の契約をした）「建築物の設計」、「工事監理」及び建築士法第21条に定める「その他の業務」です。
- 「建築物の設計」には、建築主から直接設計の委託を受けた場合の他、元請建築士事務所から、下請業務として設計の一部を行った場合、業務内容に（下請）と記入してください。
 - 「工事監理」には、工事監理のみの依頼を受けた場合は「工事監理」と設計とあわせて依頼を受けた場合は「設計及び工事監理」と記載してください。
 - 「その他の業務」
 - 1) 建築工事契約に関する事務
 - 2) 建築工事の指導監督
 - 3) 建築物に関する調査又は鑑定（耐震や腐食度合い等の診断等）
 - 4) 建築に関する手続の代理（いわゆる代願） 等があります。これらの「その他の業務」については、主要な業務（中高層建築物など大型案件に係る業務等）について記載すれば足ります。
また「設計・工事監理」に付随して行われるこれら「その他の業務」は、主たる受託業務である「設計・工事監理」に含めて指し支えありません。
なお、主たる業務のサービスとして成した業務は記載の必要はありません。
 - 「建築物に係るコンサルティング」のみを行っている場合などは、「コンサルティング」を業務実績として記載してください。
- ※ 業務報告書は、「建築士事務所のPRの場である」という認識に立ち、「私の事務所は、このような業務に実績があります」という視点で記載してください。

③ 各欄の記載方法等

ア 「建築物所在地」欄

- 建築物所在地は、設計、工事監理等をした建築物の所在地の都道府県のみを記載します。(計画案件については、計画地の都道府県名となります。)

イ 「建築物の用途」欄

- 建築物の用途は、当該建築物の建築確認申請書に記された(記される予定の)或いは、現に供している「用途」を記載します。

ウ 「構造及び規模」欄

構造及び規模は、当該建築物の建築確認申請に記された(記される予定の)或いは、現存の建築物の構造及び規模を記載します。

〔 木造 (W)、鉄骨造 (S)、鉄筋コンクリート造 (RC)、鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) などで表記します。(略号記載可) 〕

- 規模は、階数と延べ面積で表記します。地階がある場合は「地階1階地上5階建」のように記載し、地階が無い場合は、単に「3階建」のように記載します。
- 増築、改築、修繕等の業務の場合は、増改築等に係る面積を記載します

エ 「業務内容」欄

業務内容は、「設計」「工事監理」「その他業務」の大区分を念頭に、具体的な業務を記載します。

- 「設計」の場合、新築設計にあっては単に「設計」と、増築、改築、耐震補強等の設計にあっては、「増築設計」「改築設計」「耐震設計」等と記載します。
- その他業務としては、「工事監理」「調査」「鑑定（診断）」「コンサルタント」「確認代願」「定期報告」などと記載します。

オ 「期間」欄

契約期間は、建築主又は元請設計事務所から委託を受けた契約期間を記載します。工期延期があった場合は実際に業務を完了した日となります。

業務が事業年度の切り替え時期をまたぐ場合は、「業務完了日」の属する事業年度分の実績として報告します。

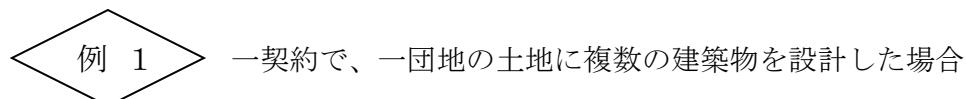
④ 記載の基本的な考え方

設計、工事監理、その他の業務等の委託を受ける場合、複数あるいは複合的な業務形態となる場合も多々あると思いますので、そうした場合の記載の考え方は、次のとおりしてください。

契約単位 → 敷地単位 → 建築確認単位 → 建物単位

⑤ 具体的記載方法

- 一件の受託契約において複数の建築物の設計等を行った場合は、次のとおり記載してください。



1) 一団地の土地の4棟からなるマンションの新築

建築物所在地 都道府県名	建築物の 用途	構造及び規模	業務内容	期 間
大阪府	共同住宅	RC造 延8,500m ² 地上10階、地下1階 RC造 延4,000m ² 地上6階、地下1階 RC造 延2,000m ² 地上 4階 S造(駐車場棟) 延1,500m ² 地上3階	設計・工事監理 〃 〃 設計	H21,3,20 ～ H22,8,30

※一群のマンションは、まとめて記載可、小規模付属建築物は省略可。(以下同じ。)

2) 一団地の土地の2棟からなる工場の改築設計+工事監理

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
大阪府	工 場	S造(工場棟) 延12,000m ² 2階 木造(事務所棟) 延280m ² 2階	改築設計 工事監理	H22,4,1 ～r H22,8,30

※ 一事業所の複数建築物は、まとめて記載可。

例 2

一契約で、複数の土地に複数の建築物を設計等した場合

1) 離れた土地のマンションの新築設計+工事監理

(一箇所は2棟、もう一箇所は1棟の場合)

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
大阪府	共同住宅	R C 造 6階建 延 12,000 m ² R C 造 3階建 延 900 m ²	設計・工事監理	H22、4,1 ～ H23、3,31
大阪府	共同住宅	R C 造 10階建 延 8,500 m ²	設計・工事監理	H22、4,1 ～ H23、3,31

※ 建築場所が離れている場合は、それぞれ行を変えて記載してください。

一敷地のマンションは、まとめて記載可。

2) 一箇所、一団の建売住宅等に、木造2階建8棟を設計した場合

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
大阪府	戸建住宅	木造 2階建 100 m ² ～135 m ² 計 8棟	設計	H22, 4,1～ H22, 9,30

※ 連続した一団の住宅地（連坦した区画など）での複数の木造2階建（在来、2×4、壁工法等）
は、まとめて記載してください。

3) 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造2階建を3棟と5棟の設計及び代願
した場合

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
大阪府	戸建住宅	木造 2階建各 90 m ² ～110 m ² 計 3棟	設計・代願	H22, 4,1～ H22, 9,30
大阪府	戸建住宅	木造 2階建各 90 m ² ～110 m ² 計 5棟	設計・代願	H22, 4,1～ H22, 9,30

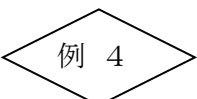
※ 離れた住宅地での複数の木造2階建は、住宅地ごとにそれぞれ行を変えて記載してください。



場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造2階建、木造3階建、
鉄骨造3階建を混合で設計監理した場合。
(一箇所は、木造2階1棟、木造3階2棟、鉄骨造3階2棟
他の一箇所は木造2階建2棟、木造3階建3棟、鉄骨造2階5棟)

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
大阪府	戸建住宅	木造2階建 100 m ² 木造3階建 120～140 m ² 2棟 鉄骨造3階 140～150 m ² 2棟	設計	H22, 4,1 ～ H22, 10,31
大阪府	戸建住宅	木造2階建 130 m ² 2棟 木造3階建 120～140 m ² 2棟 鉄骨造3階 140～150 m ² 2棟	設計	H22, 4,1 ～ H22, 10,31

※ 離れた住宅地での複合の建築物の場合、①場所ごとで行を変える、②木造2階、木造3階、鉄骨
は、構造ごとにまとめて記載可。



病院の増築設計と耐震調査を行った場合
(増築は鉄骨3階建、増築面積300 m²、調査は本館R C造10,000 m²)

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
大阪府	病院	鉄骨造 3階建 増築 300 m ²	増築設計	H22, 2,10 H22, 4,31
大阪府	病院	R C造 6階建 10,000 m ² (耐震コンサル)	耐震調査	H22, 2,10 H22, 4,31

※ 増築設計の場合は、増築に係る面積を、改修の場合は改修面積を記載してください。
業務対象と内容が異なる場合は、2行で記載してください

まとめての記載に疑義がある場合は、建築物ごと（棟ごと）に記載してください。



特定建築物定期報告の業務を行った場合

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
大阪府	共同住宅	R C造 7階建 約 8,000 m ²	特殊建築物定期報告業務	H22, 4,1～ H,22,4,10



**携帯電話基地局の電波棟の設計業務を行った場合
(都道府県ごとにまとめて記載してください。)**

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
大阪府	携帯電話基地局 電波棟	鉄骨造 4m～10m 15棟	代願・設計	H22, 4,1 H23, 3,31
京都府	携帯電話基地局 電波棟	鉄骨造 4m～10m 20棟	代願・設計	H22, 4,1 H23, 3,31



建築物の調査に伴う現況図面の作成業務を行った場合

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
大阪府	共同住宅	鉄骨造 5階建 延 2,120 m ²	設 計	H22, 4,1 H22, 5,1
大阪府	戸建住宅	木造 2階建 延 120 m ²	設 計	H22, 4,1 H22, 4,15



都市再開発事業に伴う区画整理のコンサルタント業務を行った場合

建築物所在地 都道府県名	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
大阪府	都市再開発事業	延面積 20ha	コンサルタント	H22, 4,1 H23, 3,31
滋賀県	都市再開発事業	延面積 35ha	コンサルタント	H22, 5,1 H23, 8,31

⑥ 報告すべき業務実績が皆無の場合

- 当該事業年度中に、報告すべき業務実績が皆無の場合は、一行目の「構造及び規模」欄に「業務実績なし」と記載します。
- 業務実績が無い場合でも、(第二面)の添付省略は認められません。

☆（第三面）所属建築士名簿

① 記載対象

○当該事業年度に所属した全ての建築士名を記載してください。

② 各欄の記載事項

○「建築士としての登録番号」は建築士免許証の登録番号を記載してください。

○管理建築士が誰か分かるように、管理建築士の資格別の上に「(管理建築士)」と記載してください。

○事業年度途中に退職した建築士にあっては、氏名の下に「(H22,3,31 退職)」等と記載し、事業年度途中に入社した建築士にあっては、「(H22,4,1 入社)」と記載してください。

○二級建築士及び木造建築士である場合は、免許を受けた都道府県名を当該欄に記載してください。

○「建築士法第 22 条の 2 第 1 号から第 3 号に定める講習」とは平成 20 年 11 月 28 日の改正建築士法によって新たに義務付けられた「定期講習」の受講年月日を、該当欄に記載してください。

※ 建築士法改正以前より行っていた建築士会が実施していた「建築士のための指定講習」や建築士事務所協会が行っていた「建築士事務所の管理講習会」とは異なります。

記載例

氏名 (ふりがな)	一級建築士、二級建築士又は木造建築士である場合にあっては、その旨	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	登録を受けた登録番号	建築士法第 22 条の 2 第 1 号から第 3 号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第 22 条の 2 第 4 号及び第 5 号に定める講習のうちそれ直近のものを受けた年月日
太閣 秀郎 うめだ いちろう (H21,9,30 退職)	(管理建築士) 一級建築士	11111		H21,3,20			
梅田 一郎 みさき なぎさ 岬 なぎさ	一級建築士 二級建築士	9101 7777		H21,3,20 未受講	構造一級建築士	123	未受講
計				一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造一級建築士 設備一級建築士		2 名 名 名 1 名 名	

☆（第四面）所属建築士の業務の実績

① 記載すべき実績の範囲

- この様式での報告は、所属する各建築士がどのような建築物の設計等を行ったかの業務実績を情報公開していくためのものです。
従って、（第二面）「建築士事務所の業務の実績」に記載した業務について、どの所属建築士が行ったかが分かるように記載する必要があります。
- 建築確認申請書の「設計者」欄の「代表となる設計者」となっている建築物案件は無論、当該設計に関与した「その他の設計者」として名を連ねている建築士は、当然にこの建築士別業務報告書の対象になります。
- 記載は、設計及び工事監理を中心とし、その他の業務としての「建築工事の指導監督」、「建築物に関する調査、鑑定」「代願」などの記載は、省略して差し支えありません。

③ 各欄の記載事項

- 記載方法は、所属建築士ごとに、当該事務所におけるものに限って、直近のものから順次記載してください。
- 一の建築物について、例えば意匠設計を A 建築士、構造設計を B 建築士、設備設計を C 建築士が行った場合は、ABC それぞれの建築士の実績として当該建築物について記載し、「業務内容」欄へ「設計及び工事監理（構造）」等と、それぞれの建築士が受け持った分野を（ ）書きで表記してください。
なお、設計者として図面に記名・押印していない場合は、「設計補助」と記載してください。
- 「建築物所在地都道府県名」から「業務期間」までの各項目の記載方法は、（第二面）「建築士事務所の業務の実績」と同じです。
- 当該事業年度中に、報告すべき業務実績が皆無の場合は、一行目の「建築物の用途」欄に「業務実績なし」と記載してください。

※ 業務実績が無い場合であっても、（第四面）「所属建築士の業務の実績」の添付を省略することはできません。

☆（第五面）管理建築士による意見の概要

- 管理建築士が事務所開設者への意見を述べた場合は、当該事業年度の直近のものから順次、その意見の概要を記載してください。
 - 当該事業年度中に、報告すべき意見がない場合は、管理建築士の氏名のみ記載し一行目の「意見の概要」欄に「該当なし」又は「特になし」と記載してください。
 - 管理建築士が建築士事務所の開設者と同一人である場合は、（第五面）を省略することができる。（平成 29 年 4 月 1 日より改正実施）
- ※ 該当がない場合であっても、（第五面）「管理建築士による意見の概要」の添付を省略することはできません。（一人事務所で開設者と管理建築士を兼ねている場合は添付不要です。）



意見の概要

1) 意見がある場合

管理建築士の 氏 名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意 見の概要	当該意見が述べられ た日
太閤 秀郎	構造設計については外注ではなく梅田に担 当させること	平成 22 年 4 月 1 日

2) 意見がない場合

管理建築士の 氏 名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意 見の概要	当該意見が述べられ た日
太閤 秀郎	特になし	

9 業務報告書のよくある質問（Q&A）

Q1 建築士事務所として設計等の業務を行っていなかった場合は提出する必要はあるのか？

A 1 建築士事務所として業務を行っていなかった場合についても、「実績がない。」という報告書を提出する必要があります。

Q2 決まった書式はありますか、何か添付するもののはありますか？

A 2 建築士法第23条の6に基づく「業務報告書」様式第六号の二書式（第二十条の三関係）を使って報告してください。建設業法で義務付けられている「決算変更届（営業年度終了報告）」とは異なります。財務諸表（貸借対象表・損益計算書）等、添付するものはありません。

Q3 (第一面) の日付はいつの日付を記入すればよいのか？

A 3 (第一面) の日付は提出日の日付（提出期限を過ぎていても提出日の日付、郵送の場合は郵送日）を記載してください。

Q4 (第一面) の印鑑は何の印鑑でもよいのか？

A 4 印鑑は、令和3年1月1日より押印不要となりました。

Q5 (第二面)・(第四面)について、1枚に収まらないので省略していいのか？

A 5 1枚に書ききれない場合は複数枚にわたって全ての業務について記載してください。

Q6 (第二面)・(第四面)について、事業年度をまたぐ物件はどのように記入すればよいのか？

A 6 事業年度をまたぐ物件も実績として報告してください。次年度とまたぐ完了していない物件も期末継続中として提出してください。なお、提出された報告書は一般の閲覧に供せられることとなりますのでご承知おきください。